

パブリック・コメント手続（意見募集）

## 第5次横須賀市男女共同参画プラン(案)

平成30年度(2018年度)～平成33年度(2021年度)

### 意見募集期間

平成29年(2017年)

12月1日(金)～12月21日(木)

問い合わせ先：市民部 人権・男女共同参画課  
電話 046-822-8228(直通)

## パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめるため、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

## 目次

---

◇意見の提出方法	1
◇第5次横須賀市男女共同参画プラン（案）の概要	2

## 意見の提出方法

1 提出期間 平成 29 年（2017 年）12 月 1 日（金）から 12 月 21 日（木）まで

2 あて先 市民部人権・男女共同参画課（男女共同参画係）

### 3 提出方法

●書式は特に定めていませんが、次の項目を明記の上、提出をお願いします。

（1）件名：第 5 次横須賀市男女共同参画プラン（案）について

（2）住所、氏名

（3）市内在住の方のみ

①（市内在勤の場合）勤務先名、所在地

②（市内在学の場合）学校名、所在地

③（本市に納税義務のある場合）納税義務があることを証する事項

④（本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合）利害関係があることを証する事項

●次のいずれかの方法により提出してください。

（1）直接持ち込み

・市民部人権・男女共同参画課（横須賀市役所 2 号館 2 階 11 番窓口）

・デュオよこすか（総合福祉会館 5 階）

・市政情報コーナー（横須賀市役所 2 号館 1 階 34 番窓口）

・各行政センター

（2）郵送

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地

横須賀市 市民部 人権・男女共同参画課 あて

（3）ファクシミリ

0 4 6 - 8 2 2 - 4 5 0 0

（4）電子メール

we-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp

### 4 問い合わせ先

市民部 人権・男女共同参画課 男女共同参画係

電話番号 0 4 6 - 8 2 2 - 8 2 2 8

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後すみやかに公表いたします。

## 第5次横須賀市男女共同参画プラン（案）の概要

### 1 プランの概要

#### (1) プランの目的

誰もが性別にかかわらず個人として尊重され、あらゆる分野において、互いに個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、横須賀市男女共同参画推進条例に基づき、本市の男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定するものです。

#### (2) プランの計画期間

平成30年度（2018年度）～平成33年度（2021年度）の4年間

#### (3) 重点目標及び施策方針 ※詳細は第5次男女共同参画プラン（案）をご覧ください

重点目標1 誰もが活躍できる環境づくり	
施策方針	1 施策・方針決定過程への女性の参画促進 2 女性の活躍推進 3 ワーク・ライフ・バランスの推進

重点目標2 あらゆる場面における男女共同参画の推進	
施策方針	4 暮らしやすい社会の意識づくり 5 誰も孤立させない社会に向けた支援 6 家庭・地域・学校における男女共同参画の推進

重点目標3 暴力のない社会づくり	
施策方針	7 DV等を根絶する環境づくり

### 2 今後のスケジュール（予定）

平成29年12月 パブリック・コメントの実施（12月1日～12月21日）  
平成30年3月 男女共同参画審議会からの答申  
平成30年4月 第5次プランの公表



# 第5次横須賀市男女共同参画プラン（案）

平成30年度～平成33年度  
（2018年度～2021年度）



平成30年(2018年)3月

横 須 賀 市

## 目次

第1章 プランの策定にあたって	1
1 経緯	
2 背景	
第2章 横須賀市の現状と課題	3
1 人口の推移	3
2 男女共同参画をめぐる状況	5
(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進	5
(2) 女性の活躍推進及びワーク・ライフ・バランスの推進	7
(3) 暮らしやすい社会の意識づくり、誰も孤立させない社会に向けた支援	9
(4) 家庭・地域・学校における男女共同参画の推進	11
(5) DV等を根絶する環境づくり	13
第3章 プランの基本的な考え方	15
1 目的	
2 位置づけ	
3 計画期間	
4 基本理念	
5 基本的施策	
6 主要施策	
7 施策	
8 事業数	
9 プランの体系	17
10 指標・数値目標の設定	20
11 プランの推進	21
(1) プランの進行管理	21
(2) 推進体制の強化	22
第4章 事業の内容	23
重点目標Ⅰ 誰もが活躍できる環境づくり	23
施策方針1 施策・方針決定過程への女性の参画促進	
施策方針2 女性の活躍推進	
施策方針3 ワーク・ライフ・バランスの推進	
重点目標Ⅱ あらゆる場面における男女共同参画の推進	27
施策方針4 暮らしやすい社会の意識づくり	
施策方針5 誰も孤立させない社会に向けた支援	
施策方針6 家庭・地域・学校における男女共同参画の推進	
重点目標Ⅲ 暴力のない社会づくり	33
施策方針7 DV等を根絶する環境づくり	

## 1

## 経緯

横須賀市は、平成5年に「女性行政総合プラン（デュオプランよこすか）（平成6～12年度）」、その後、平成12年には市民協働の手法を活用し「男女共同参画プラン（デュオプランよこすかPartⅡ）（平成13～18年度）」を策定して、男女共同参画社会の実現に向けて多くの取り組みを進めてきました。

平成13年には、男女共同参画推進の基本理念と責務を明文化した「横須賀市男女共同参画推進条例（以下「条例」という）」を制定し、市が率先して男女共同参画を推進し、その取り組み経過を公表することで市役所が市内事業所のモデルとなるよう男女共同参画モデル事業所づくりに取り組んできました。

平成18年に「男女共同参画プラン（デュオプランよこすかPartⅢ）（平成19～24年度）」を策定し、平成24年には「男女共同参画モデル事業所づくり計画（平成20～24年度）」を統合し「第4次男女共同参画プラン（平成25～29年度）」を策定しました。

この度、第4次男女共同参画プランの計画期間が平成29年度に終了することから、平成30年度から平成33年度（2021年度）を計画期間とする「第5次男女共同参画プラン」を策定いたします。

## 2

## 背景

## (1) 社会情勢の変化

近年の社会情勢として、総人口が減少し少子高齢化の進展により労働力人口が減少しています。

また、未婚・離婚の増加等による単身世帯やひとり親世帯の増加などの社会構造の変化は、地域社会における人間関係の希薄化や孤立感が深まるなど私たちの社会生活に様々な影響を及ぼしています。

就労の場では、従来女性に多かった非正規雇用が、若年層を中心に男女問わず増加しており、雇用不安や経済的に不安定になる人の増加が懸念されています。特に女性は、出産・育児等による就業の中断や非正規雇用が多いことなどにより生活上の困難に陥りやすく、このような状況がさらなる少子化の助長や貧困等の連鎖を引き起こすおそれがあります。

## (2) 国の動向

## ①女性の活躍推進

平成25年6月の政府の「成長戦略」において最重要分野として「女性の活躍」が位置づけられ、平成26年10月には、首相と全閣僚を構成員とする「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置されました。

平成27年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、従業員が301人以上の事業所においては、女性の活躍に関する状況の把握・課題分析や事業主行動計画の策定が義務付けられました。

## ②ワーク・ライフ・バランスの推進

平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、平成23年に改正された同法では、従業員101人以上の事業所において、従業員の仕事と家庭の両立のため一般事業主行動計画の策定が義務付けられました。

平成19年には「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、就労による経済的な自立、健康で豊かな生活の確保、多様な働き方・生き方が選択できる社会づくりを目指した取り組みが推進されています。

平成29年に改正された「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）平成3年制定」により、保育所に入れなどによりさらに休業が必要な場合の2歳までの育児休業取得、従業員への両立支援制度の周知及び育児目的休暇の導入促進の努力義務が規定されました。

## ③男女共同参画に関する意識啓発

平成28年度に内閣府が実施した「男女共同参画社会に関する世論調査」では「社会において男性の方が優遇されている」と考える人が約74%という結果でした。

また、「夫は仕事、妻は家庭」という固定的な性別役割分担意識に反対する人は約54%と5年前に実施した同調査より、反対の割合が徐々に増えているものの、この意識に基づいた制度や慣習が社会に根強く残っていることが、男女共同参画の推進を妨げているとも言えます。

## ④困難を抱えた人たちが安心して暮らせる社会づくり

非正規雇用労働者やひとり親、生活上の困難に陥りやすい人たちが、男女を問わず増加しています。セーフティネットとして、貧困等の生活上の困難に対応するとともに、個人の様々な生き方に沿った支援が必要です。

また、新たな課題として性的指向や性自認に対する偏見や差別に直面している性的マイノリティ（LGBT）の方々への理解や支援が求められています。

## ⑤配偶者に対する暴力の根絶

平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、配偶者からの暴力は他人からの暴力と同様の加害行為であり、重大な人権侵害であることが明文化されました。

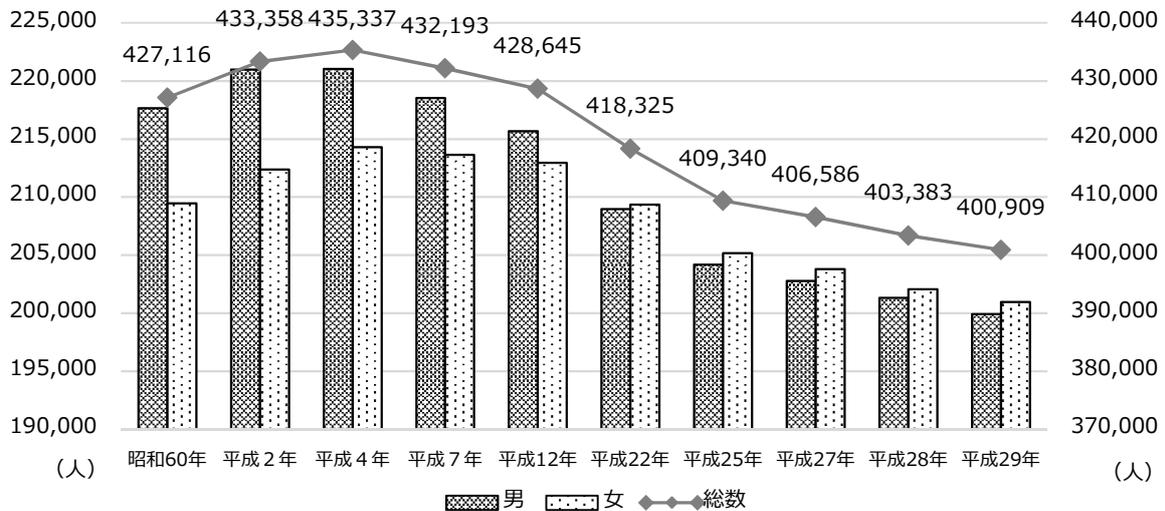
平成25年には、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象とされることになり、法律名も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に改められました。

1 人口の推移

横須賀市の人口は、平成29年10月現在の推計人口では40万909人となっており、第4次男女共同参画プランを策定した平成25年時に比べて約8千人の減となっています。

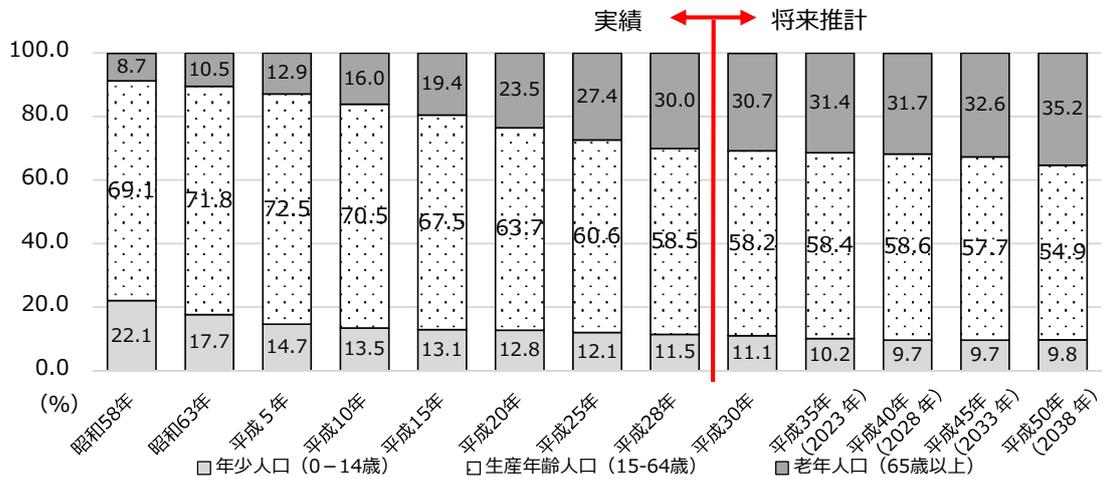
年齢別の人口構成比では、15歳未満の年少人口割合が年々減少し、平成28年時で11.5%であるのに対し、65歳以上の老年人口割合は30.0%と年々増加しており、少子高齢化が進んでいます。平成29年の高齢化率は30.5%で県内でも上位となっています。

図表-1 横須賀市の人口推移



資料：平成28年度版横須賀市統計書をもとに作成

図表-2 横須賀市の年齢3区分別人口の推移



資料：「横須賀市の将来推計人口（平成26年5月推計）」

図表-3 県内市の老年人口（65歳以上）割合

（平成29年1月1日現在）

順位	市名	割合 (%)	順位	市名	割合 (%)
1	三浦市	37.0	11	伊勢原市	25.0
2	逗子市	31.6	12	相模原市	24.9
3	鎌倉市	31.1	13	座間市	24.4
4	<b>横須賀市</b>	<b>30.5</b>	14	海老名市	24.1
4	南足柄市	30.5	15	横浜市	24.0
6	小田原市	28.7	16	厚木市	23.9
7	秦野市	27.7	16	藤沢市	23.9
8	平塚市	26.8	18	大和市	23.6
9	綾瀬市	26.7	19	川崎市	19.8
10	茅ヶ崎市	25.6			

※参考 神奈川県 24.5%

資料：神奈川県「年齢別人口統計調査」をもとに作成

## 2 男女共同参画をめぐる状況

### (1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

条例では、誰もがあらゆる分野の政策・方針決定過程に参画する機会を確保されることが、男女共同参画社会の実現のために重要であると基本理念に掲げています。

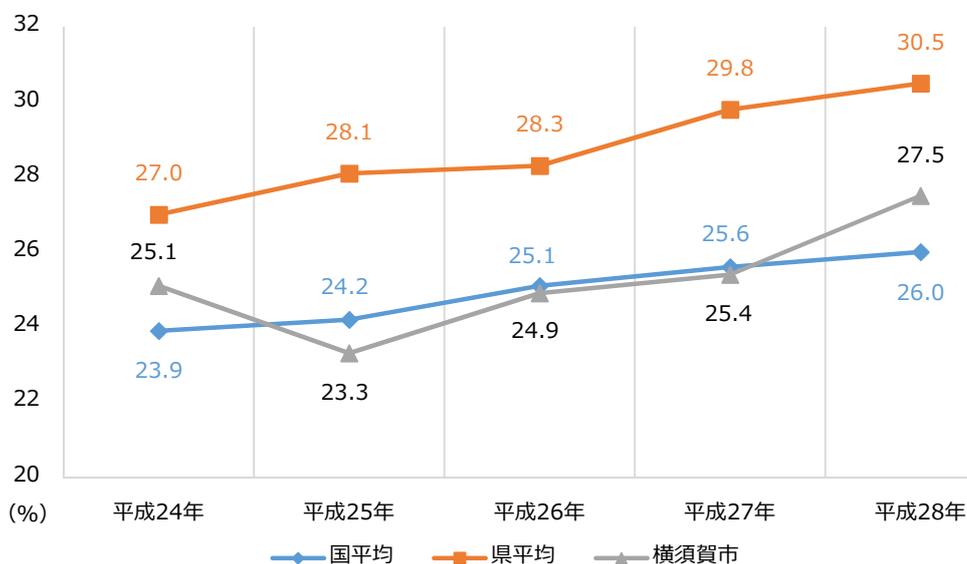
本市では、政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、審議会等<sup>※</sup>における女性委員の割合を30%以上にすることを目標に取り組みを進めてきました。平成28年8月現在の女性委員は27.5%と目標値には達していないものの、割合は着実に増えています。

しかし、地域社会の基盤である町内会・自治会においては、実際の地域活動では多くの女性が活躍しているという状況はあるものの、方針決定をする会長における女性比率は6.5%と、依然低い数値となっています。

平成28年度に実施した男女共同参画に関する市民アンケート調査（以下「市民アンケート調査」という）で「意思決定の場で男女は対等に活躍していない」と答える人は63.8%であり、女性の意見が十分に反映されるよう、政策・方針決定過程における女性の参画促進が必要です。

※審議会等とは…「地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律または条例により設置する附属機関」と「本市の要綱・要領等に基づき設置する附属機関に準ずる機関（本市職員のみで構成するものは除く。）」です。

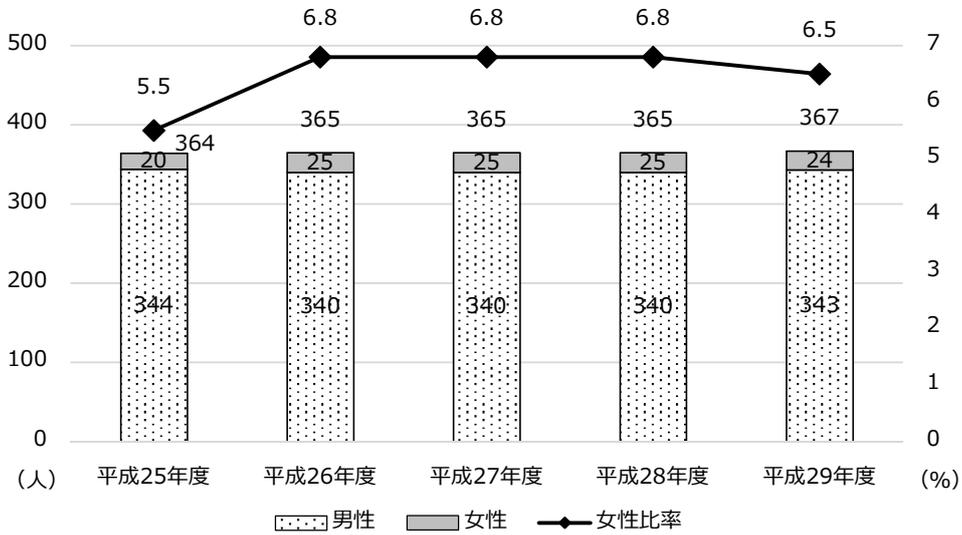
図表-4 審議会等における女性割合



資料：内閣府男女共同参画局

「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

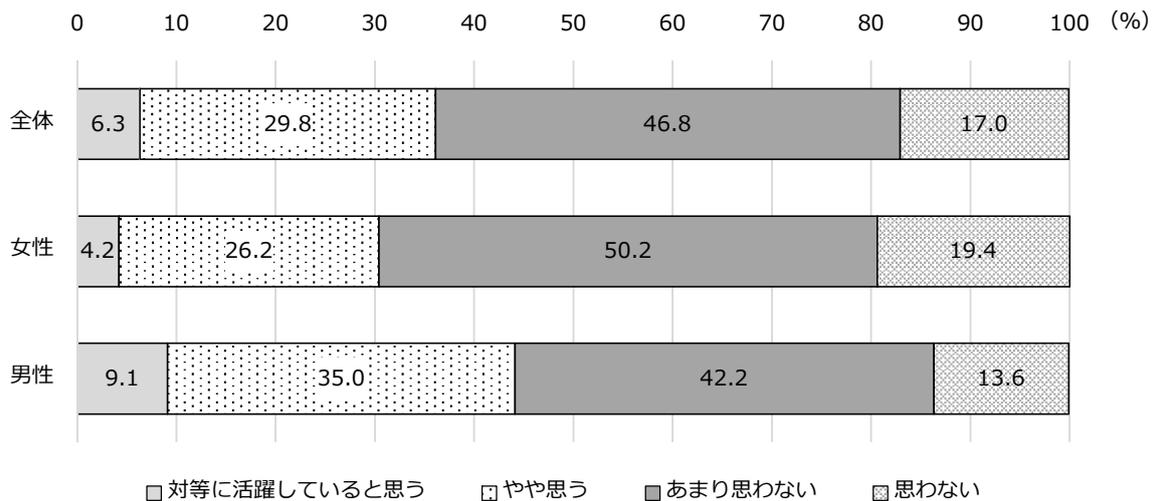
図表-5 横須賀市の町内会・自治会長における女性比率



資料：内閣府男女共同参画局

「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

図表-6 重要な意思決定の場における男女平等感



資料：男女共同参画に関する市民アンケート調査（平成28年）

## (2) 女性の活躍推進及びワーク・ライフ・バランスの推進

本市の人口は年々減少しており、高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口割合）は平成30年に30.7%、平成50年（2038年）には35.2%まで上昇すると予測されています。一方、生産年齢人口（15歳～64歳）は減り続けるため、女性や高齢者などが経済活動や地域活動に参画することが重要となってきます。

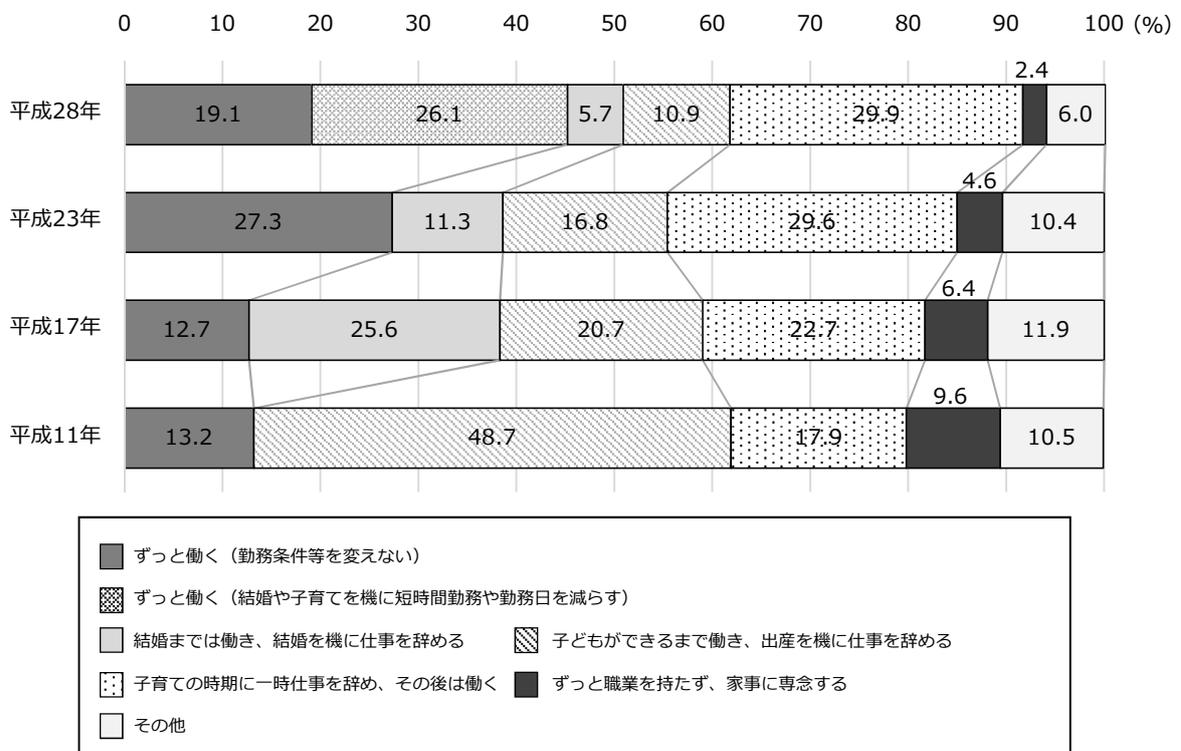
市民アンケート調査で女性の働き方についての質問に対し、「子育ての時期に一時仕事を辞め、その後は働く」が最も多く選ばれました。「ずっと働く」の回答割合は45.2%であり、その中でも「勤務条件等を変えない」よりも「結婚や子育てを機に短時間勤務や勤務日を減らす」という柔軟性のある働き方の方が多く選択されています。

また、男女共同参画社会を実現するために行政に望むこととして最も多かったのが「事業所に対して仕事と家庭を両立しやすい労働条件の整備・改善を働きかける」が37.5%でした。

少子化と高齢化が同時に進む中、親の介護と子育てを同時にしなければいけないダブル・ケアの増加が見込まれます。今後、ワーク・ライフ・バランスは欠かせない要素になってきます。

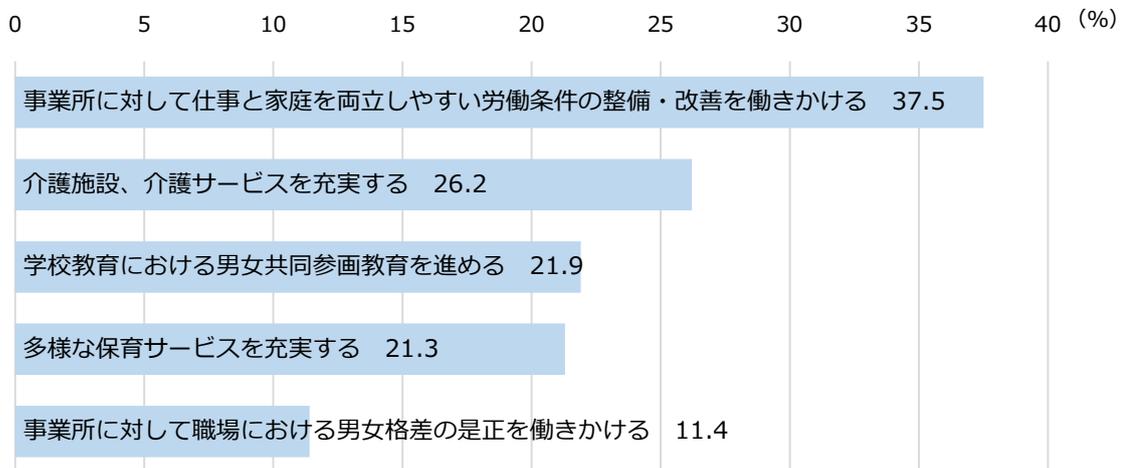
ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、育児休業制度の利用促進や男性中心型労働慣行の見直しによる意識改革が必要です。多様な働き方を選択できることだけでなく、特に男性の家事・育児・介護等の参画への取り組みを推進していく必要があります。

図表-7 女性の職業を持つ事ことに対する意識の変化



資料：男女共同参画に関する市民アンケート調査

図表-8 男女共同参画社会のために行政に望むこと  
※回答割合の多かった選択肢5つを掲載



資料：男女共同参画に関する市民アンケート調査（平成 28 年）

### (3) 暮らしやすい社会の意識づくり、誰も孤立させない社会に向けた支援

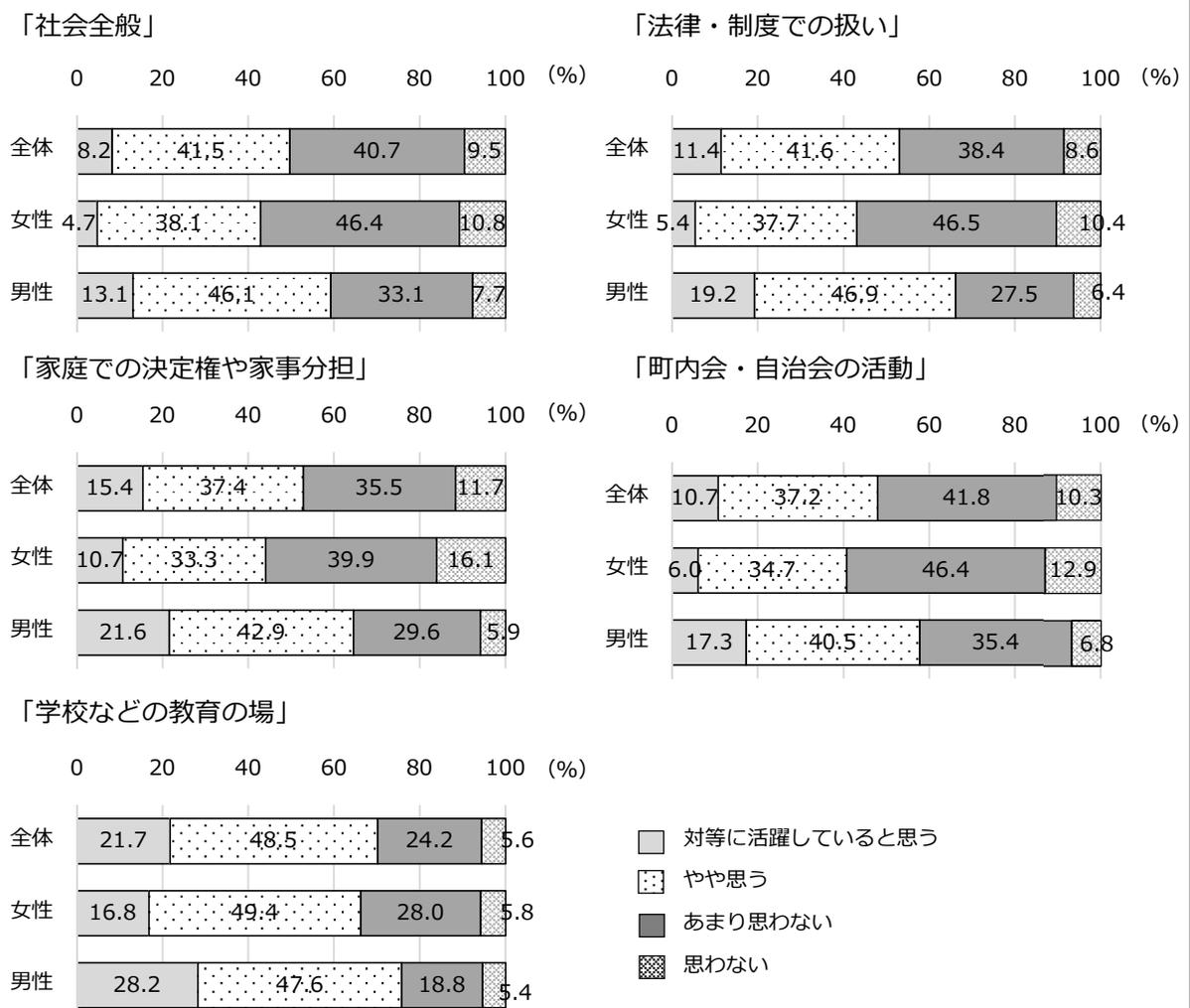
本市は、男女共同参画への意識啓発や普及のため、講座の開催や男女共同参画広報紙の発行などの事業に取り組んできました。

しかし、市民アンケート調査では、各場面での男女平等感について、「学校などの教育の場」を除き「社会全般」「法律・制度」「家庭内での決定権」「町内会・自治会活動」などにおいては、約半数が男女対等に活躍していない、あるいは男女共同参画が進んでいないと感じています。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について否定する人は65.8%と、平成23年度調査時よりは増えたものの、市民の中では依然として「男女間における不平等感」や「固定的性別役割分担意識」が根強く残っていることが分かります。

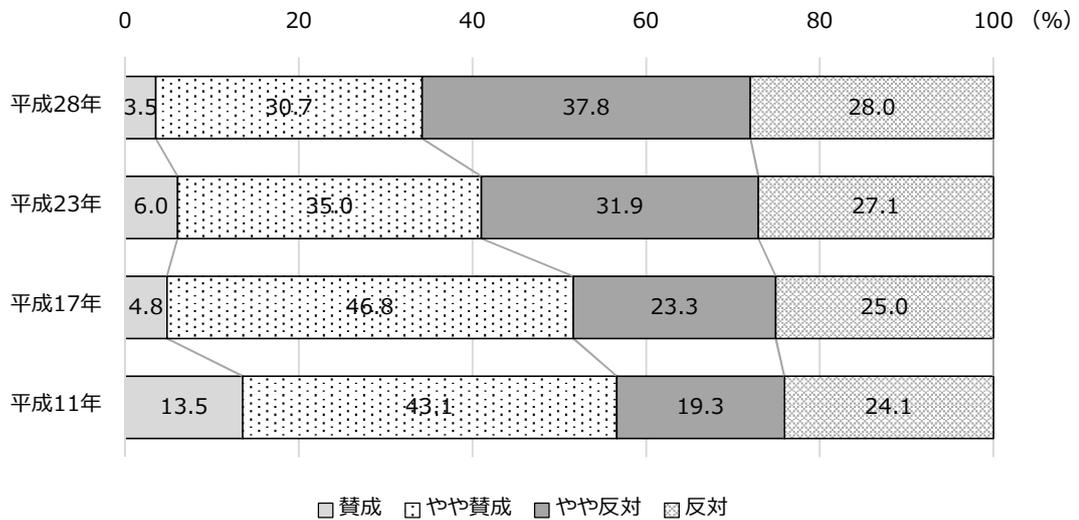
また、誰もが個人として尊重され、自由に生き方を選択できる社会づくりのためには、人権を尊重し多様性を認め合うことが重要です。中でも、性別による違いで不利益が生じないように、引き続き啓発していくとともに、性的マイノリティへの理解促進と支援に取り組み多様な性を尊重する社会の実現を目指す必要があります。

図表-9 各場面における男女平等感



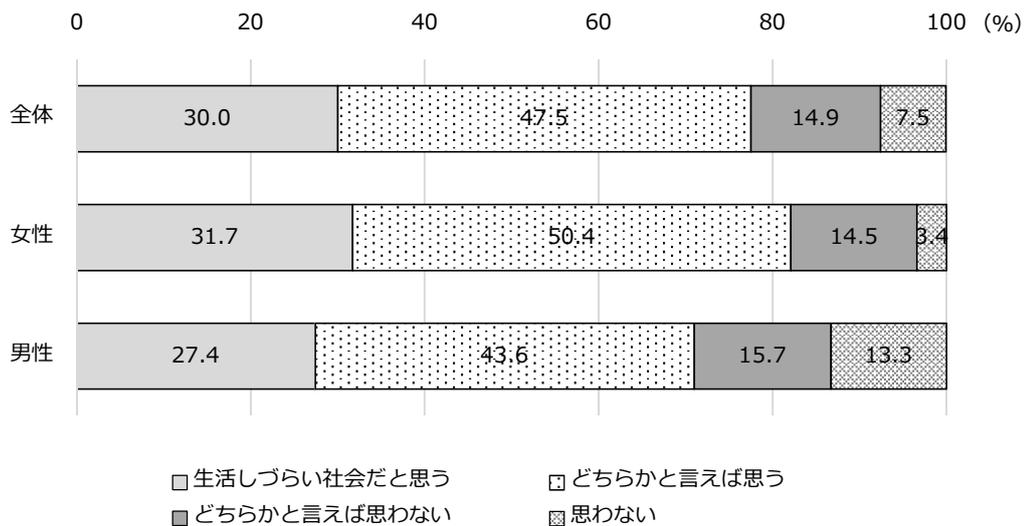
資料：男女共同参画に関する市民アンケート調査（平成28年）

図表-10 「男は仕事、女は家庭」という考え方について



資料：男女共同参画に関する市民アンケート調査

図表-11 性的マイノリティにとって生活しづらい社会か



資料：男女共同参画に関する市民アンケート調査（平成28年）

#### (4) 家庭・地域・学校における男女共同参画の推進

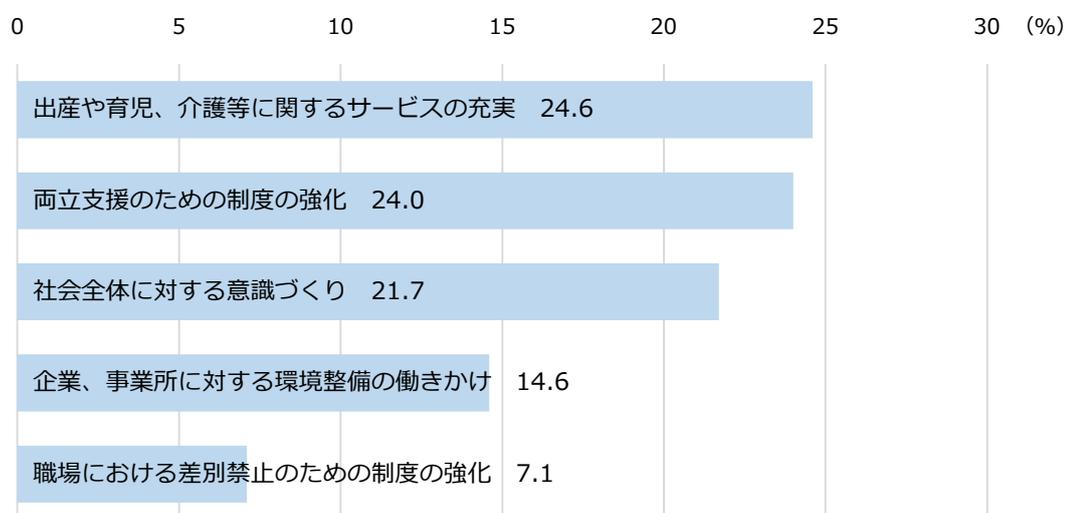
核家族化や地域のつながりの希薄化などによる、子育てや介護にかかわる孤独感の増大やワーク・ライフ・バランスのための整備が十分でないことなどの課題があります。

市民アンケート調査でも、ワーク・ライフ・バランスのための行政の取り組みに関し重要なこととして「出産や育児、介護等に関するサービスの充実」が最も多く選ばれており、また女性が長く働き続けるためには「保育サービスの整備の充実」が必要であると49.4%の人が選んでいます。

本市ではひとり親世帯が徐々に増えています。ひとり親家庭では、子育てや経済面における不安など生活の中で多くの課題を抱える傾向にあります。ひとり親家庭が子育てをしながら経済的に自立できるよう支援の充実を図る必要があります。

市民にとって最も身近な場である地域や学校においても男女共同参画の視点を入れた活動は重要であり、誰もが個々の人権を尊重しあえるよう、取り組みを進める必要があります。

図表-12 ワーク・ライフ・バランスのための行政の取り組み  
※回答割合の多かった選択肢5つを掲載



資料：男女共同参画に関する市民アンケート調査（平成 28 年）

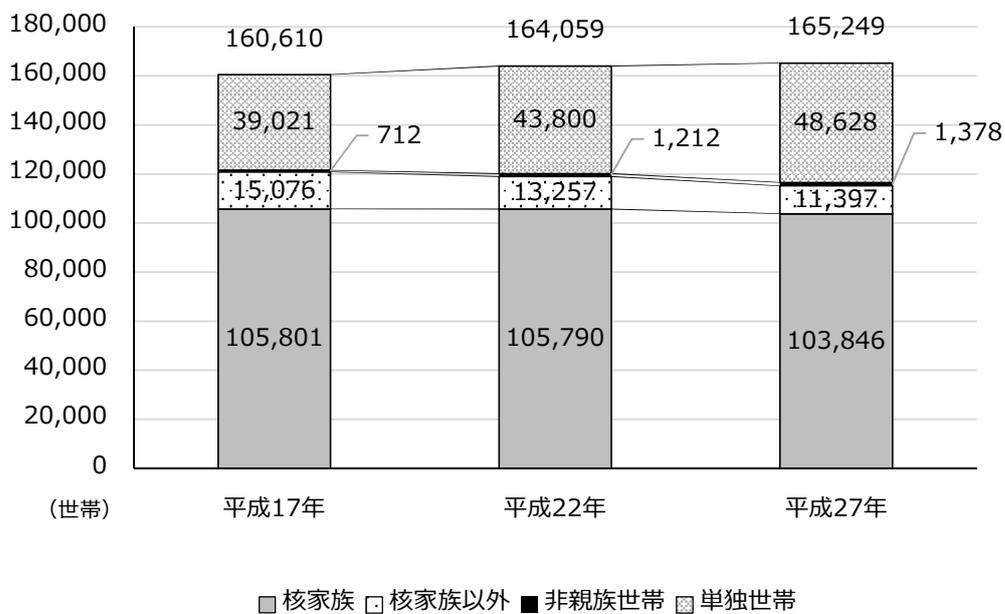
図表-13 女性が長く働き続けるために必要なこと

※回答割合の多かった選択肢5つを掲載



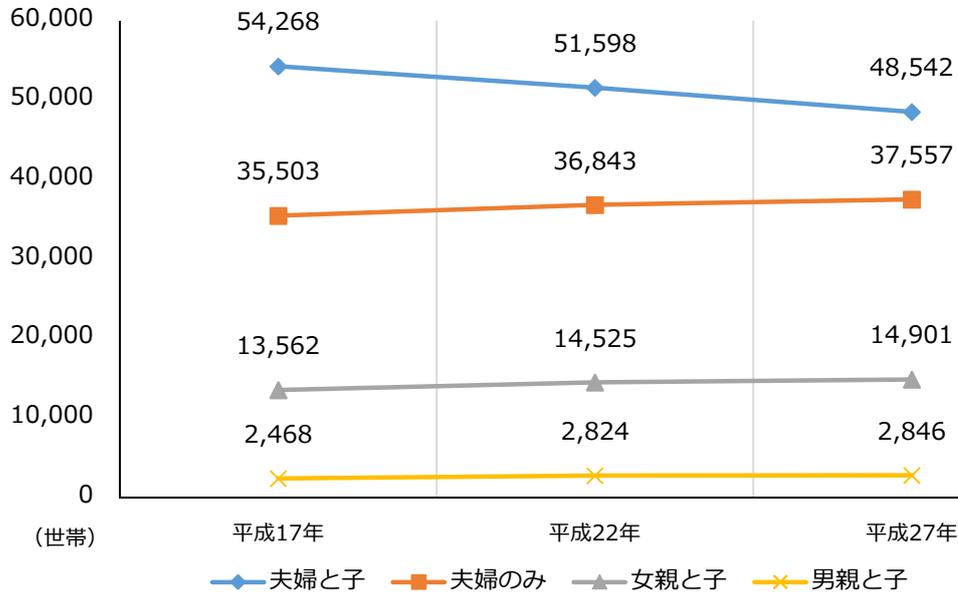
資料：男女共同参画に関する市民アンケート調査（平成28年）

図表-14 横須賀市の世帯状況



資料：国勢調査をもとに作成

図表-15 横須賀市の核家族の内訳



資料：国勢調査をもとに作成

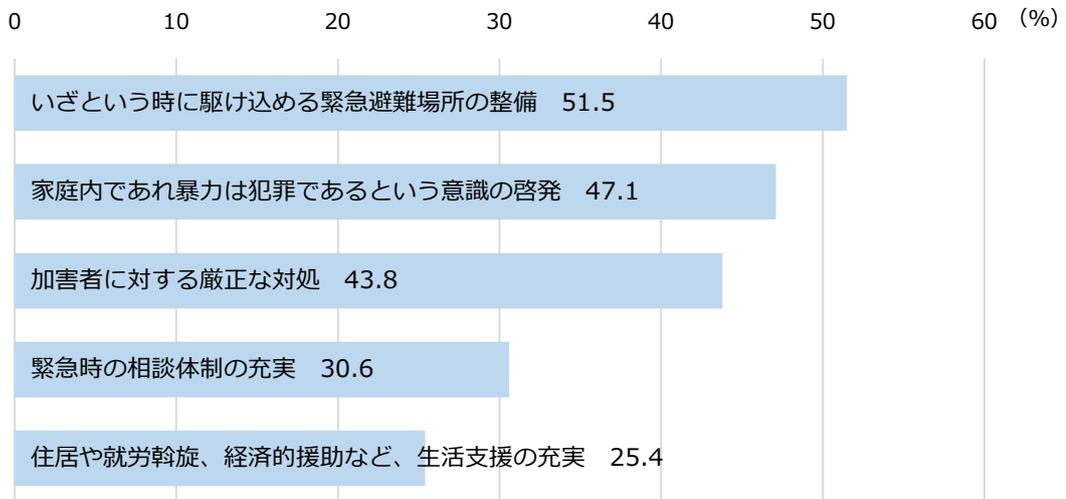
#### (5) DV等を根絶する環境づくり

ドメスティック・バイオレンス（DV）は家庭内において発生することが多いため、発見が困難で潜在化しやすい傾向にあり、直接暴力を受けている被害者だけでなく同居する子どもの心身面にも深刻な影響を及ぼします。

市民アンケート調査で、DV防止対策や被害者への支援策として重要なことを聞いたところ「緊急避難場所の整備」や「家庭内でも暴力は犯罪であるという意識啓発」が多く選ばれており、またDVについての相談機関を18.1%の市民が「知らない」と答えています。被害者が安心して早期に相談を受けられるよう、相談窓口の一層の周知や相談体制の充実が必要となっています。

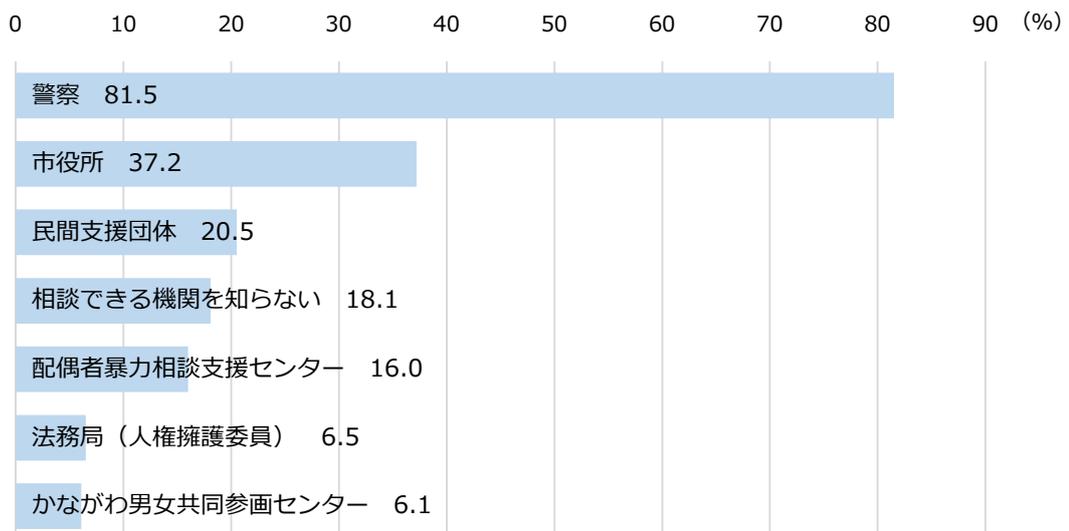
DVは重大な人権侵害であり、性別や間柄を問わず、決して許されるものではありません。DV防止法の対象外である交際相手・親・きょうだいなどの身近な者からの暴力に対しても引き続き対応していくとともに、子どもや若い世代に対してもDVの正しい理解を啓発していくことが重要です。

図表-16 DV防止対策として重要なこと  
 ※回答割合の多かった選択肢5つを掲載



資料：男女共同参画に関する市民アンケート調査（平成 28 年）

図表-17 DVの相談機関として知っているところ



資料：男女共同参画に関する市民アンケート調査（平成 28 年）

## 1

## 目的

誰もが性別にかかわらず個人として尊重され、あらゆる分野において、互いに個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、本市の男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定するものです。

## 2

## 位置づけ

- (1) 「男女共同参画社会基本法」に基づき制定された「横須賀市男女共同参画推進条例」第9条に基づく市の基本的な計画（以下「プラン」という）です。
- (2) 重点目標Ⅰ「誰もが活躍できる環境づくり」は、女性活躍推進法第6条に基づく本市の推進計画として位置づけます。
- (3) 重点目標Ⅲ「暴力のない社会づくり」は、DV防止法第2条の3第3項に基づく本市の基本的な計画として位置づけます。

## 3

## 計画期間

第5次男女共同参画プラン（以下「第5次プラン」という）の計画期間は、本市の上位計画である「横須賀市実施計画」との整合を考慮して、平成30年度から平成33年度（2021年度）の4年間とします。

## 4

## 基本理念

プランは、条例第3条に規定された4つの理念を基本理念として、本市の男女共同参画の推進を図ります。第5次プランでは、この理念を踏まえ社会情勢の変化等を勘案し、3つの重点目標にまとめています。

## 基本理念（横須賀市男女共同参画推進条例第3条要約）

- (1) 誰もが個人として尊重され、暴力や不利益な扱いを受けることなく、自由に生き方を選択できる。
- (2) 誰もがあらゆる分野の方針決定に参画する機会が確保される。
- (3) 性別による固定的な役割分担をなくすように努力する。
- (4) 男女が協力し、社会の支援のもと、家庭における責任や役割を対等に果たす。

## 5

### 基本的施策

プランでは、条例第8条に規定された7つの基本的施策により、男女共同参画に関する施策を推進します。第5次プランでは、3つの重点目標及びこの基本的施策を踏まえ、7つの施策方針にまとめています。

#### 基本的施策（横須賀市男女共同参画推進条例第8条要約）

- (1) 子育て、介護等の家庭生活及び地域生活並びに職業生活の両立支援
- (2) 暴力による被害者救済、その自立支援
- (3) あらゆる分野の教育の場における、男女共同参画の推進
- (4) 男女共同参画を推進する活動を行う市民公益活動団体の支援、育成
- (5) 男女共同参画の推進を阻害する、性別による固定的な役割分担の助長や、暴力を容認する表現を用いないことの周知
- (6) 社会のあらゆる分野に参画する機会や能力発揮を促す学習機会の提供による、男女間の格差是正
- (7) 市は、自ら率先して男女共同参画を推進し、その取組経過を公表することで事業者のモデルとなるよう努めること

## 6

### 主要施策

7つの施策方針に基づき、具体的事業内容を踏まえ17の主要施策を定めました。第5次プランにおいては、特に「女性の活躍に向けた支援」、「ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援」に重点を置くとともに、「多様な性を尊重する社会の実現」などを新たな課題として加えています。

## 7

### 施策

主要施策に基づくものとして、39の施策を定めています。主要施策において新たに規定した分野を中心に、従来からの施策についてもさらに充実を図ります。

## 8

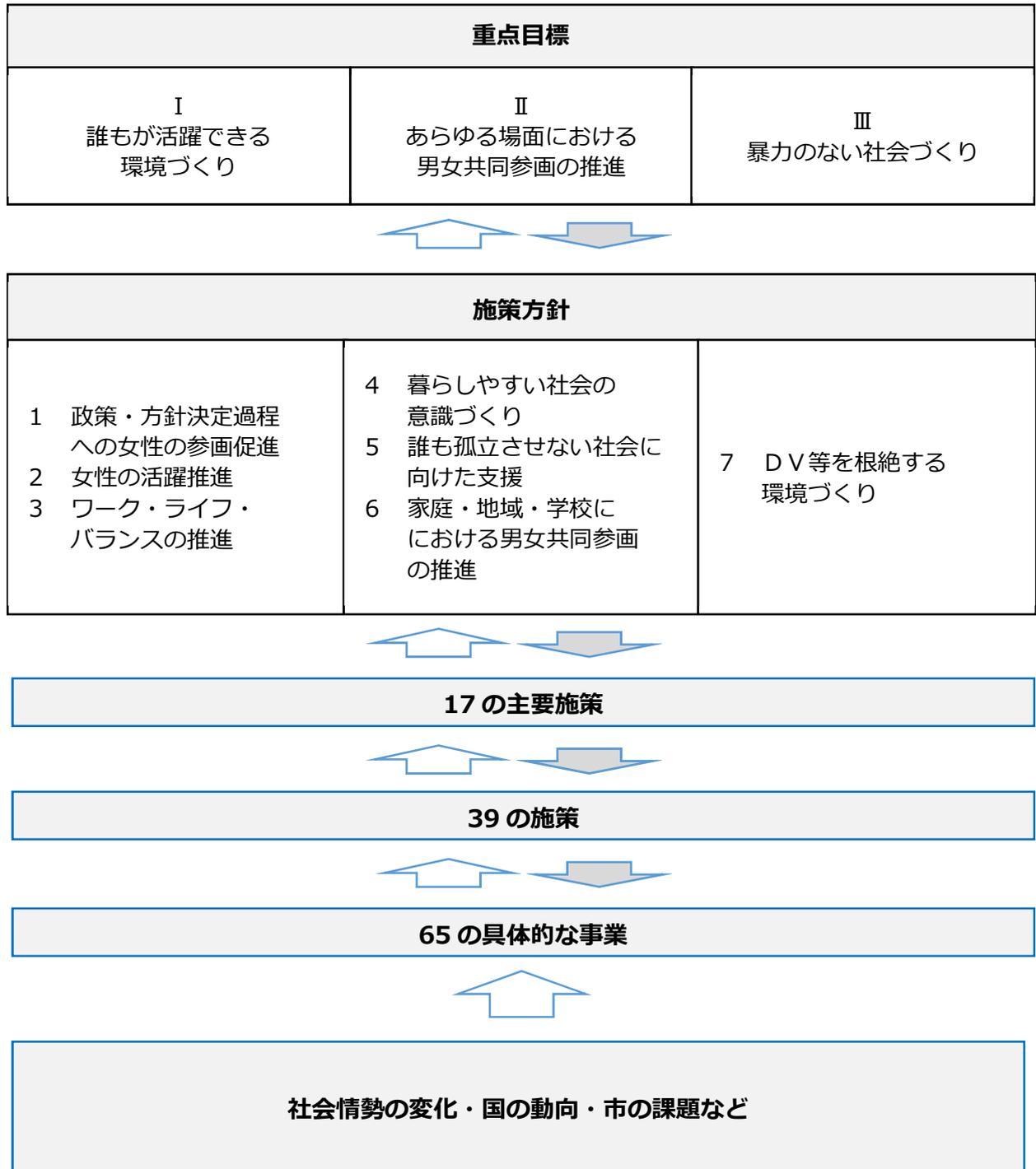
### 事業数

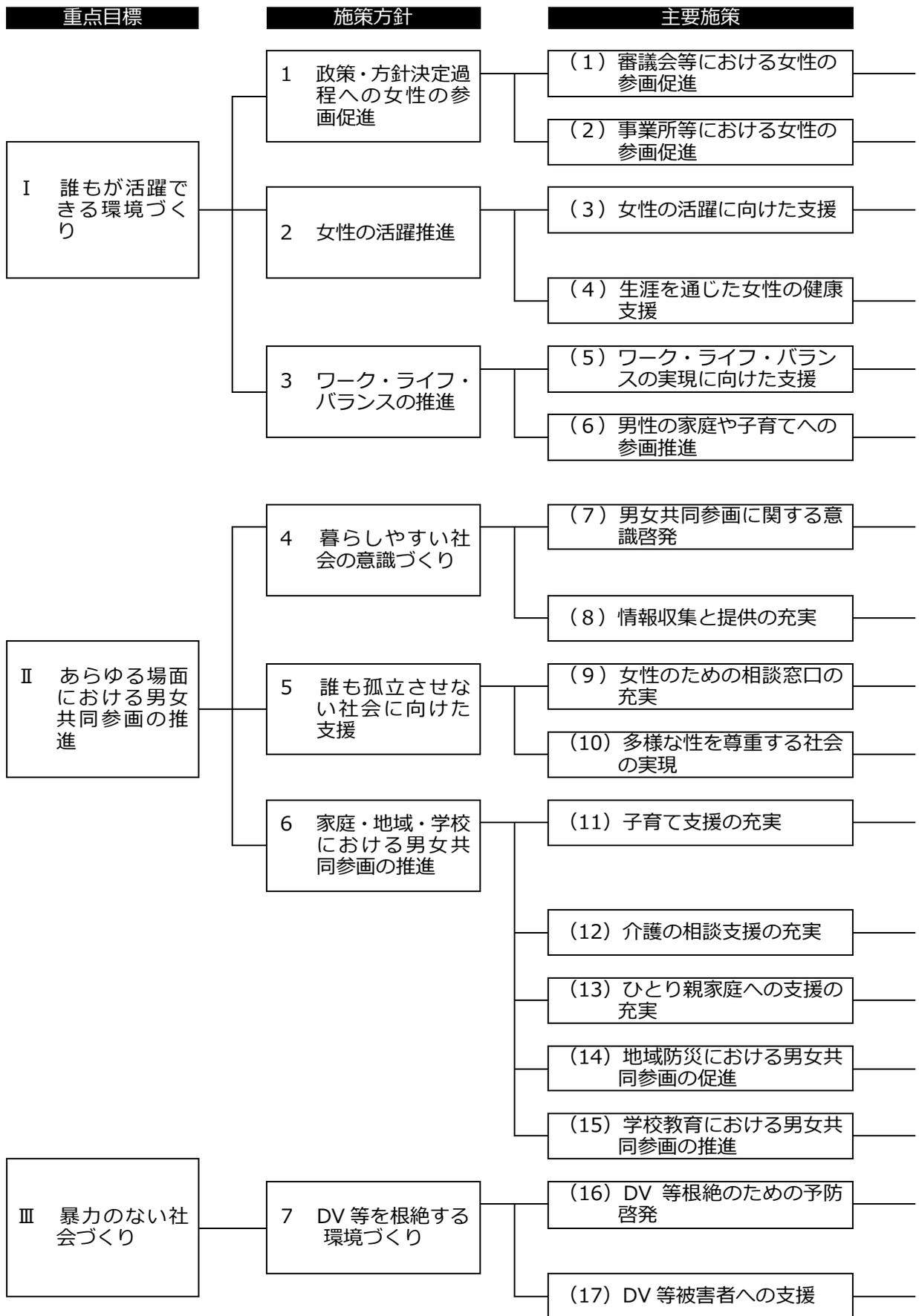
施策ごとの事業数は、具体的な事業を件数として示しており、合計で65事業となります。複数の事業数があるものは、市の複数の部局で事業を実施するものや、同一の部局で複数の事業を実施するものがあります。

一つ一つの事業が効果的に展開されるよう進行管理をしていきます。

社会情勢の変化・男女共同参画に関する国の動向・市の課題などを踏まえ、具体的な事業を整理し、重点目標・施策方針・主要施策・施策として体系化し、目標を明確にしています。

## 第5次横須賀市男女共同参画プラン





施策		事業数	詳細頁
01	審議会等への積極的な女性の参画促進	2	23
02	審議会等における実態調査の実施	1	
03	公共調達における男女共同参画の推進	1	23
04	市の実施事業への配慮	1	
05	起業を目指す女性への支援	1	24
06	就業・再就職・キャリアアップを目指す女性への支援	1	
07	市役所における女性の活躍に関する取り組み	2	
08	女性のための健康相談の充実	2	24
09	女性特有のがん検診の普及啓発	1	
10	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発	3	25
11	市役所におけるワーク・ライフ・バランスに関する取り組み	3	
12	男性を対象とした講座等の開催	2	26
13	父親を対象とした子育ての情報提供	2	
14	男女共同参画に関する講座等の開催	2	27
15	市民協働による啓発事業の推進	2	
16	広報紙（NEW WAVE）による啓発	1	28
17	市役所における男女共同参画に関する取り組み	1	
18	デュオよこすかの運営	2	28
19	男女共同参画に関する調査の実施	1	
20	女性のための一般相談の充実	2	29
21	性的マイノリティに対する理解の促進	2	29
22	性的マイノリティに対する支援	3	
23	妊娠・出産に関する学習機会の提供	2	30
24	家庭等における子育て支援の充実	1	
25	多様な保育サービスの充実	1	
26	放課後の子どもの居場所の充実	2	
27	介護に関する相談窓口の充実	1	31
28	介護者に対する心の支援	3	
29	ひとり親家庭への自立支援の推進	2	31
30	ひとり親家庭の仲間づくりの推進	1	
31	自主防災組織への女性の参画促進	1	31
32	男女共同参画に関する学習機会の提供	2	32
33	教職員に対する意識啓発	1	
34	DV防止に関する意識啓発	2	33
35	DV相談窓口の周知	1	
36	セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進	3	
37	相談体制の充実	2	34
38	被害者の安全確保と自立に向けた支援	1	
39	関係機関との連携強化	1	

(合計 65)

## 10

## 指標・数値目標の設定

プランを実効性のあるものとし、7つの施策方針ごとに達成度を把握するため、指標を設定し数値目標を定めます。

## ●重点目標Ⅰ 誰もが活躍できる環境づくり

施策方針		No.	指標	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成32年度)
1	政策・方針決定過程への女性の参画促進	1	市の審議会等における女性委員の割合	27.5%	30%
		2	町内会・自治会における女性役員の割合	30.3%	50%
		3	市役所における女性管理職（課長級以上）の割合	7.7%	15%
2	女性の活躍推進	4	女性の現在の働き方として「ずっと働く」と回答する人の割合	45.2%	50%
3	ワーク・ライフ・バランスの推進	5	ワーク・ライフ・バランスの実現に繋がる講座等の市民満足度	80.6%	28年度数値を上回る
		6	市役所における職員の有給休暇取得日数	12.4日	15日

## ●重点目標Ⅱ あらゆる場面における男女共同参画の推進

施策方針		No.	指標	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成32年度)
4	暮らしやすい社会の意識づくり	7	「男女共同参画」という言葉の認知度	54.7%	100%
		8	「男は仕事、女は家庭」という考えを否定する人の割合	65.8%	100%
5	誰も孤立させない社会に向けた支援	9	「性的マイノリティまたはLGBT」という言葉の認知度	65.8%	100%
6	家庭・地域・学校における男女共同参画の推進	10	保育所等利用待機児童数	19人	0人
		11	町内会活動において「男女が対等に活躍している」と回答する人の割合	47.9%	28年度数値を上回る
		12	教育の場において「男女が対等に活躍している」と回答する人の割合	70.2%	28年度数値を上回る

## ●重点目標Ⅲ 暴力のない社会づくり

施策方針		No.	指標	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成32年度)
7	DV等を根絶する環境づくり	13	「DVに関して相談できる機関を知っている」と回答する人の割合	81.9%	100%



## (2) 推進体制の強化

### ① 横須賀市男女共同参画審議会

条例第23条に基づく市長の附属機関として、市長の諮問に応じて、男女共同参画の推進及び進捗状況について審議、答申します。また、計画の策定や男女共同参画の推進に関する重要な事項等について、調査審議し、必要に応じて市長に意見を述べます。

### ② 男女平等専門委員

男女共同参画社会形成の観点から、市の施策への不服や性別を理由とした人権侵害に関わる苦情・相談等の申出を受け付け、適切な対応を図るため、市長から委嘱された男女平等専門委員が公正・中立な立場で必要に応じて調査を行い、助言や是正の要望等を行います。

### ③ 男女共同参画職場リーダー会議

本市が実施するあらゆる事業において男女共同参画の視点の導入を積極的に図るため、全所属長を男女共同参画職場リーダーとし、男女共同参画職場リーダー会議において、男女共同参画についての理解を深めるため情報提供や研修を実施します。

### ④ デュオよこすか

市の男女共同参画施策を推進し、市民、市民活動団体、事業者等との協働のための拠点施設として、「交流」「情報の収集・提供」「相談」の機能の一層の充実を図ります。

### ⑤ デュオよこすか専門部会

審議会の下部組織として、デュオよこすかの運営に係る専門的な事項について検討します。

### ⑥ 市民、市民活動団体、事業者等及び市民サポーターとの協働・連携

男女共同参画社会を実現するためには、市民、市民活動団体、事業者等との協力・連携が不可欠です。さらに諸施策を推進するため、市民サポーターとの連携を図ります。課題を共有しながら協働・連携を通じて、本市の男女共同参画を推進します。

### ⑦ 関係機関等との連携

国・県等の関係機関との連携を進め、啓発事業などについての事業協力を図ります。

重点  
目標  
I

## 誰もが活躍できる環境づくり

## 施策方針

- 1 施策・方針決定過程への女性の参画促進
- 2 女性の活躍推進
- 3 ワーク・ライフ・バランスの推進

施策  
方針  
1

## 施策・方針決定過程への女性の参画促進

横須賀市の審議会等委員への女性の参画を促し、政策や方針決定過程への女性の参画を拡大することで、市政に多様な視点を取り入れながら、誰もが活躍できるまちの実現を目指します。

## 主要施策（1）審議会等における女性の参画促進

施策		No.	事業	主な主管課
01	審議会等への積極的な女性の参画促進	01-1	<b>● 審議会等への積極的な女性の参画促進</b> 審議会等において男女が均衡のとれた構成比で議論し意見が反映できるよう、推薦母体となっている団体等へ女性委員の推薦を働きかけます。	行政管理課 人権・男女共同参画課
		01-2	<b>● 地方防災会議における女性委員の参画促進</b> 防災会議において女性の視点が反映されるよう、女性委員の参画を進めます。	危機管理課
02	審議会等における実態調査の実施	02-1	<b>● 審議会等における実態調査の実施</b> 審議会等における女性登用などの現状について調査します。	行政管理課

## 主要施策（2）事業所等における女性の参画促進

施策		No.	事業	主な主管課
03	公共調達における男女共同参画の推進	03-1	<b>● 公共調達における男女共同参画の推進</b> 市の入札等に参加する業者の、ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進に向けた取り組みについて評価します。	契約課 人権・男女共同参画課
04	市の実施事業への配慮	04-1	<b>● 市の実施事業への配慮</b> 事業実施の際には、あらゆる事業が男女共同参画社会の形成に影響をもつという認識を持ち取り組むよう配慮します。	人権・男女共同参画課

## 女性の活躍推進

女性が意欲をもって継続して就業できるよう、また離職した人が自分のライフスタイルに合わせた就業ができるよう、起業や再就職に関するセミナー等の情報提供、女性のための相談窓口の充実など、女性が活躍しやすい環境づくりを推進します。

### 主要施策（3）女性の活躍に向けた支援

施策		No.	事業	主な主管課
05	起業を目指す女性への支援	05-1	● <b>起業を目指す女性への支援</b> 起業を目指す女性に対し、起業の方法や支援制度について情報提供します。	人権・男女共同参画課 企業誘致・工業振興課
06	就業・再就職・キャリアアップを目指す女性への支援	06-1	● <b>就業・再就職・キャリアアップを目指す女性への支援</b> 就業・再就職・キャリアアップを目指す女性に対し、セミナーや相談窓口について情報提供します。	人権・男女共同参画課 経済企画課
07	市役所における女性の活躍に関する取り組み	07-1	● <b>女性が市役所試験に受験するための取り組みの実施</b> 採用試験受験者の女性割合を高めていきます。	人事課
		07-2	● <b>メンタリング制度の実施</b> メンタリング制度により女性職員の活躍をサポートします。	人権・男女共同参画課

### 主要施策（4）生涯を通じた女性の健康支援

施策		No.	事業	主な主管課
08	女性のための健康相談の充実	08-1	● <b>女性医師による女性のための健康相談</b> 女性特有の病気などの健康相談を行うことで、生涯を通じた女性の健康相談に取り組みます。	保健所健康づくり課
		08-2	● <b>婦人科医師による妊娠・不妊・不育症相談</b> 女性が安心して子どもを産み育てられるよう、相談の実施に取り組みます。	こども健康課
09	女性特有のがん検診の普及啓発	09-1	● <b>女性特有のがん検診の普及啓発</b> 女性が自らの健康管理として女性特有のがんである子宮頸がん・乳がん検診を活用し、早期発見・早期治療につなげるための取り組みを行います。	保健所健康づくり課 こども健康課

## ワーク・ライフ・バランスの推進

誰もが充実した生活を送るためには、仕事と家庭生活、地域活動等とのバランスを取りながら、個人の状況に応じたライフスタイルを選択できることが重要です。特に、いわゆる男性中心型労働慣行を見直すことで自分のライフステージに応じた多様な働き方を選択し、ワーク・ライフ・バランスを実現していくことがきるよう意識啓発と情報提供に努めていきます。

### 主要施策（5）ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援

施策	No.	事業	主な主管課
10 ワーク・ライフ・バランスに関する啓発	10-1	<b>●ワーク・ライフ・バランスに関する啓発</b> 育児休業制度の利用促進や働き方の見直し等の情報提供・啓発を商工会議所と連携しながら、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。	人権・男女共同参画課
	10-2	<b>●ワーク・ライフ・バランスの取り組み事例の紹介</b> 市内でワーク・ライフ・バランス等に積極的に取り組む事業所等の情報収集・提供に努めます。	人権・男女共同参画課
	10-3	<b>●事業所内保育施設設置に関する情報提供</b> 事業所に対して、必要に応じて事業所内保育施設設置に関する助成制度等の情報を提供します。	こども施設課
11 市役所におけるワーク・ライフ・バランスに関する取り組み	11-1	<b>●時間外勤務時間縮減、育児・介護休業等の取得への取り組み</b> 市役所におけるワーク・ライフ・バランスの取り組みの中で、特に時間外勤務時間縮減、育児・介護休業等の取得への取り組みを進めます	人事課
	11-2	<b>●テレワークの導入に向けた検討・試行</b> 時間的制約のある職員が働きやすい環境づくりを促進します。	情報システム課
	11-3	<b>●男女共同参画職場リーダーへの意識啓発</b> 男女共同参画職場リーダー会議において、ワーク・ライフ・バランスのための職場環境の整備等に関する意識啓発・情報提供を行います。	人権・男女共同参画課

主要施策（6）男性の家庭や子育てへの参画推進

施策		No.	事業	主な主管課
12	男性を対象とした講座等の開催	12-1	<p>●<b>男性の高齢者を対象とした講座等の開催</b></p> <p>男性も家庭に参画できるよう、男性高齢者を対象に調理実習の実施や低栄養予防の知識習得などの学習機会を提供します。</p>	高齢福祉課
		12-2	<p>●<b>コミュニティセンターにおける講座の開催</b></p> <p>ワーク・ライフ・バランスを図りながら共に家庭や子育てに参画できるよう、男性の家事・育児・介護等に関する講座の実施や情報提供を行います。</p>	地域コミュニティ支援課
13	父親を対象とした子育ての情報提供	13-1	<p>●<b>「お父さんのための子育てガイド」による情報提供</b></p> <p>父親になる人を対象に、子育てに関する情報やヒントなどを紹介するガイドブックを発行、配布します。</p>	こども育成総務課 こども健康課
		13-2	<p>●<b>「お父さんのための子育て応援講座」の開催</b></p> <p>講座の中で情報交換を行う交流会を実施することで、父親が子育てに参画する意識を啓発します。</p>	保育運営課

重点  
目標  
Ⅱ

あらゆる場面における男女共同参画の推進

施策方針

- 4 暮らしやすい社会の意識づくり
- 5 誰も孤立させない社会に向けた支援
- 6 家庭・地域・学校における男女共同参画の推進

施策  
方針  
4

暮らしやすい社会の意識づくり

男女共同参画をさらに進めていくためには、あらゆる人を対象に男女共同参画に関する理解を深めるための意識啓発や情報提供を継続的に実施していくことが重要です。

広報紙やホームページ等の活用や男女共同参画の推進に寄与する団体等と協働することで、男女共同参画についての啓発や働きかけをしていきます。

主要施策（7）男女共同参画に関する意識啓発

施策	No.	事業	主な主管課
14 男女共同参画に関する講座等の開催	14-1	<b>●男女共同参画に関する講座等の開催</b> 市民を対象に、ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進、男性の男女共同参画などをテーマに講座・講演会等による意識啓発や情報提供をします。	地域コミュニティ支援課 人権・男女共同参画課
	14-2	<b>●まなびかんにおける市民大学の開催</b> 生涯学習の推進にあたり男女共同参画の視点にも留意した学習情報や講座・講演会等の学習機会の提供をします。	生涯学習課
15 市民協働による啓発事業の推進	15-1	<b>●市民協働による啓発事業の推進</b> 啓発事業の企画や編集を市民協働で行います。また、自主計画事業を後援することで男女共同参画を推進します。	人権・男女共同参画課
	15-2	<b>●男女共同参画市民サポーター会議の開催</b> 男女共同参画のための取り組みが、より多くの市民に理解されるよう市民の視点を取り入れた啓発事業を推進します。	人権・男女共同参画課

施策		No.	事業	主な主管課
16	広報紙（NEW WAVE）による啓発	16-1	<p>●<b>広報紙（NEW WAVE）の発行</b></p> <p>男女共同参画やワーク・ライフ・バランス、女性の活躍への市の取り組みなど、広く情報提供・意識啓発を行います。</p>	人権・男女共同参画課
17	市役所における男女共同参画に関する取り組み	17-1	<p>●<b>市職員に対する研修等の実施</b></p> <p>市職員（男女共同参画職場リーダーを含む）に対する男女共同参画に関する研修等を継続的に行います。</p>	人事課 人権・男女共同参画課

#### 主要施策（8）情報収集と提供の充実

施策		No.	事業	主な主管課
18	デュオよこすかの運営	18-1	<p>●<b>デュオよこすかの運営</b></p> <p>デュオよこすかにおいて、男女共同参画に関する資料や書籍の収集・提供をすることで市内の男女共同参画を推進します。</p>	人権・男女共同参画課
		18-2	<p>●<b>デュオよこすか登録団体等との協働による講座の開催</b></p> <p>デュオよこすか登録団体等とデュオよこすかを会場とした講座を開催します。</p>	人権・男女共同参画課
19	男女共同参画に関する調査の実施	19-1	<p>●<b>男女共同参画に関する調査の実施</b></p> <p>男女共同参画の市民意識や実態に関する調査を行い、各種統計情報の中で男女別データの収集・分析に努め、活用につなげます。</p>	人権・男女共同参画課

誰も孤立させない社会に向けた支援

女性の悩みは、女性が社会的に置かれる立場と深く関係していることから、ジェンダーの視点をもって相談に応じることが重要です。様々な困難を抱える女性が孤立化しないよう、一般相談と法律相談で対応します。

また、多様な性を尊重する社会を実現するために、性的マイノリティに対する理の促進と支援に努めていきます。

主要施策（9）女性のための相談窓口の充実

施策	No.	事業	主な主管課
20 女性のための一般相談の充実	20-1	<b>●デュオよこすか「女性のための相談室」</b> 女性が抱える一般的な悩みには女性相談員が対応し、法律上の悩みについては女性弁護士が対応します。	人権・男女共同参画課
	20-2	<b>●相談体制の充実</b> 相談者が安心して相談できるよう相談窓口を確保するとともに、相談員の知識と技術力の向上を図ります。	人権・男女共同参画課

主要施策（10）多様な性を尊重する社会の実現

施策	No.	事業	主な主管課
21 性的マイノリティに対する理解の促進	21-1	<b>●相談員・教職員等を対象とした研修会の開催</b> 性的マイノリティへの理解を促進するため、相談員や教職員等を対象に研修会を実施します。	人権・男女共同参画課
	21-2	<b>●パネル展示やリーフレットの配布による啓発</b> 性的マイノリティへの偏見や差別の解消のため、当事者からのメッセージや啓発ポスターの展示、リーフレットを配布することで市民への理解を促進します。	人権・男女共同参画課
22 性的マイノリティに対する支援	22-1	<b>●相談事業の実施</b> 性的マイノリティの不安や悩みに対応するための相談を実施することで、当事者の孤立を防ぐ取り組みを進めます。	人権・男女共同参画課
	22-2	<b>●当事者同士の交流会への支援</b> 性的マイノリティ分かち合いの会「cafe SHIP ポートよこすか」に対する支援を行います。	保健所健康づくり課
	22-3	<b>●関係機関との連携強化</b> NPO 法人や当事者との意見交換会。庁内関係部課との連絡会を開催することで連携強化に努めます。	人権・男女共同参画課

家庭・地域・学校における男女共同参画の推進

誰もが安心して子育てや介護をしながら、仕事や地域活動等に参画していくためには、子育てや介護について男女がともに関わっていくという意識を持ちながら、社会全体で支援していく取り組みが必要です。

そのため、子育て支援や介護相談の支援、労働条件において制約を受けたり困難を伴うことが少なくないひとり親への就労支援などに取り組んでいきます。

また、災害時における多様なニーズへの配慮や教育や学習の場である学校での啓発は重要であり、誰もが個々の人権を尊重しあえるよう、これからの時代を担う子どもも含め取り組みを行います。

主要施策（11）子育て支援の充実

施策	No.	事業	主な主管課
23 妊娠・出産に関する学習機会の提供	23-1	<p>●「プレママ・プレパパのための歯科教室」の開催</p> <p>妊婦とその配偶者等を対象に、お母さんと赤ちゃんのための歯の話や妊婦歯科健診、妊婦歯科相談を実施します。</p>	保健所健康づくり課
	23-2	<p>●「プレママ・プレパパ教室」の開催</p> <p>妊婦とその配偶者等を対象に、健やかな妊娠と出産に関する学習の機会を提供します。</p>	こども健康課
24 家庭等における子育て支援の充実	24-1	<p>●家庭等における子育て支援の充実</p> <p>地域の身近な相談窓口である健康福祉センターや親子サロン、保育所等で子どもや子育てに関する相談に対応するとともに、必要な情報提供をします。</p>	保育運営課
25 多様な保育サービスの充実	25-1	<p>●多様な保育サービスの充実</p> <p>保育ニーズに対応するため、保育所等の定員拡充等を行うとともに、必要とする人が必要な時にサービスを受けられるよう情報を提供します。</p>	こども施設課
26 放課後の子どもの居場所の充実	26-1	<p>●全児童を対象とした居場所の充実</p> <p>放課後子ども教室、わいわいスクール、みんなの家の運営等を行うことで居場所の確保に努めます。なお、放課後こども教室は学習や多様な体験・活動を行います。</p>	こども育成総務課 教育・保育支援課
	26-2	<p>●留守家庭児童を対象とした居場所の充実</p> <p>放課後児童クラブに対する助成や指導員の研修を行うことで子どもたちが安心して過ごせる居場所の確保に努めます。</p>	教育・保育支援課

主要施策（12）介護の相談支援の充実

施策		No.	事業	主な主管課
27	介護に関する相談窓口の充実	27-1	<p>●<b>介護に関する相談窓口の充実</b></p> <p>市役所や地域包括支援センターにおける相談など、介護する人への相談支援を行います。</p>	高齢福祉課
28	介護者に対する心の支援	28-1	<p>●<b>「認知症高齢者介護者の集い」の開催</b></p> <p>認知症高齢者等を介護する家族を対象に、介護者同士の情報交換や支え合いへの支援を行います。</p>	高齢福祉課
		28-2	<p>●<b>「高齢者・介護者のためのこころの相談」の実施</b></p> <p>高齢者、介護をしている家族を対象に、臨床心理士が相談に対応します。</p>	高齢福祉課
		28-3	<p>●<b>「若年性認知症支援者講座」の開催</b></p> <p>本人、家族を支援できる人を養成するため支援者講座を開催します。また、講座修了者が「若年性認知症のつどい」に参加することで支援します。</p>	高齢福祉課

主要施策（13）ひとり親家庭への支援の充実

施策		No.	事業	主な主管課
29	ひとり親家庭への自立支援の推進	29-1	<p>●<b>ひとり親家庭の親を対象とした就労相談</b></p> <p>母子・父子自立支援員や就労相談員が、ひとり親家庭の親の就労に関する相談に対応します。</p>	こども青少年給付課
		29-2	<p>●<b>ひとり親家庭の親を対象とした就労支援</b></p> <p>就労支援として、自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金等の支給や就労支援セミナーを実施します。</p>	こども青少年給付課
30	ひとり親家庭の仲間づくりの推進	30-1	<p>●<b>ひとり親家庭の仲間づくりの推進</b></p> <p>ひとり親家庭の孤立化を防ぐため、交流会を開催するなど地域のつながりや仲間づくりを推進します。</p>	こども青少年給付課

主要施策（14）地域防災における男女共同参画の促進

施策		No.	事業	主な主管課
31	自主防災組織への女性の参画促進	31-1	<p>●<b>自主防災組織への女性の参画促進</b></p> <p>災害時の避難所運営等において、多様なニーズに配慮した運営となるよう避難所運営委員会における女性委員の積極的登用や啓発を行います。</p>	地域安全課

主要施策（15）学校教育における男女共同参画の推進

施策		No.	事業	主な主管課
32	男女共同参画に関する学習機会の提供	32-1	<p>●<b>中学生を対象とした啓発冊子の配布</b></p> <p>中学生を対象に、男女共同参画やデートDV、LGBTに関する啓発冊子を作成・配布し、授業での活用を促進します。</p>	人権・男女共同参画課
		32-2	<p>●<b>広報紙（NEW WAVE）による意識啓発</b></p> <p>保育園、幼稚園、小・中学校等に対し、広報紙（NEW WAVE）を活用した継続的な情報提供や意識啓発を行います。</p>	人権・男女共同参画課
33	教職員に対する意識啓発	33-1	<p>●<b>教職員に対する意識啓発</b></p> <p>男女共同参画を含めた人権を尊重する意識を児童生徒が学べるよう、教職員に対し研修を行います。</p>	教育指導課

## 暴力のない社会づくり

### 施策方針

#### 7 DV等を根絶する環境づくり

#### DV等を根絶する環境づくり

DV等の人権侵害に関する理解を深め、あらゆる場面で暴力は許さないという意識の醸成を図るとともに、相談窓口の一層の周知に努め、被害者の立場に立った相談・安全確保・自立支援を総合的に取り組んでいきます。

#### 主要施策（16）DV等根絶のための予防啓発

施策	No.	事業	主な主管課
34 DV防止に関する意識啓発	34-1	<b>●DV防止に関する意識啓発</b> 広報紙を活用した継続的な情報提供やDV防止啓発リーフレット等の配布により、暴力は人権侵害であるという意識を啓発します。	人権・男女共同参画課 こども青少年支援課
	34-2	<b>●デートDV防止に関する意識啓発</b> 学校を対象にしたデートDV講演会の開催や啓発パンフレット等の配布により、若年層を含めた市民に広く暴力を容認しない意識の醸成を図ります。	人権・男女共同参画課 こども青少年支援課
35 DV相談窓口の周知	35-1	<b>●DV相談窓口の周知</b> 被害者が早期に適切な相談や支援が受けられるよう、DV相談窓口案内カードやリーフレット、広報紙などにより市民への相談窓口の周知を図ります。	人権・男女共同参画課 こども青少年支援課
36 セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進	36-1	<b>●性別による人権侵害の申出制度</b> 男女平等専門委員が「性別による人権侵害の申出制度」で相談を受け付け、解決に向けた支援を行います。	人権・男女共同参画課
	36-2	<b>●働く人の相談窓口</b> 産業振興財団における「働く人の相談窓口」で相談を受け付け、解決に向けた支援を行います。	経済企画課
	36-3	<b>●市職員・教職員を対象とした意識啓発</b> 会社・学校・地域など、さまざまな状況で起こり得るセクシュアル・ハラスメントについて正しく理解し、被害者にも加害者にもならないよう啓発します。	人事課 人権・男女共同参画課 教職員課

主要施策（17）DV等被害者への支援

施策		No.	事業	主な主管課
37	相談体制の充実	37-1	<p>●安全・安心な相談窓口の確保</p> <p>被害者が安心して相談できるよう、安全と秘密の保持に配慮した相談環境の確保に努めます。</p>	こども青少年支援課
		37-2	<p>●相談員の研修等の充実</p> <p>研修会や会議に参加することで、相談員の知識や技術力の向上を図り、相談の質を高めます。</p>	こども青少年支援課
38	被害者の安全確保と自立に向けた支援	38-1	<p>●被害者の安全確保と自立に向けた支援</p> <p>被害者の精神的負担を軽減し、相談を具体的な解決につなげるための自立に向けた支援を行います。</p>	こども青少年支援課
39	関係機関との連携強化	39-1	<p>●関係機関との連携強化</p> <p>DV等と関わりのある庁内関係課との連携や、県等のネットワークを通じて情報交換や事例検討をすることで支援の充実を図ります。</p>	こども青少年支援課

